

# 野菜の産地強化計画の策定について

## 第1 産地強化計画の趣旨

野菜産地においては、国際競争にも耐えうる体質の強い国内産地体制を確立するため、産地独自の産地改革計画に基づく取組の推進による野菜の構造改革を実施してきたところであり、一定の成果が得られている。

一方で、国産野菜の産地では、高齢化、担い手の減少などが進行し、近年の猛暑や予測の困難な局地的豪雨等の異常気象の発生と相まって、産地基盤の脆弱化が進むとともに、加工・業務用需要を中心として輸入野菜のシェアは依然高い傾向にある。

このような状況を踏まえ、将来においても安定的な野菜の生産及び供給を確保するため、多様な担い手を確保しつつ、産地基盤の強化を図り、消費者・実需者のニーズに対応した、一層の低コスト化、高付加価値化及び加工・業務用需要への対応強化等を通じて、輸入野菜との品質・価格競争に打ち勝つために、競争力ある生産供給体制の確立等を図るための構造改革を引き続き推進することが重要である。このため、各産地の特性や意向を踏まえ、加工・業務用の増加といった需要動向の変化に対応した産地の将来像を実現する、産地ごとに明確な目標を定めた構造改革を引き続き実施するための計画（以下「産地強化計画」という。）を策定することとする。

## 第2 産地強化計画の内容

### 1 産地強化計画の策定主体

- (1) 産地の将来方向
- (2) 別記の2の(2)の戦略タイプごとの具体的な数値目標
- (3) (2)の数値目標を実現するための具体的な方策
- (4) その他産地における留意事項及び方針

## 第3 対象となる野菜

指定野菜又は野菜生産出荷安定法施行規則第8条に規定する特定野菜を生産している産地は、可能な限り計画を策定するものとし、その他野菜についても必要に応じて策定するものとする。

## 第4 産地の対象範囲

原則として、指定産地等をその範囲として策定するものとする。

## 第5 計画主体

指定産地等の区域の農業協同組合、登録生産者、相当規模生産者、登録認定農業者等、3戸以上の営農集団等とする。

## 第6 産地強化計画の対策期間

計画策定時から令和9年度までとする。